【足立区労働報酬審議会】会議録

会　議　名	令和元年度　第２回　足立区労働報酬審議会		
事　務　局	総務部　契約課		
開催年月日	令和元年１２月３日（火）		
開催時間	午前１０時００分　～　午前１１時５０分		
開催場所	足立区役所１１階　入札室		
出　席　者	渡部　典子　会長	小倉　絵里　副会長	田中　克己　委員
	設楽　　潔　委員	伊藤　好麿　委員	早川　勝久　委員
欠　席　者	なし		
会議次第	１　開会 ２　会長及び副会長の選出 ３　議事 議案第１号　平成３０年度公契約条例適用契約に関する労務台帳について 議案第２号　令和元年度公契約条例適用契約について 議案第３号　平成３１年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について 議案第４号　指定管理者協定の適用対象施設の拡大について 議案第５号　会計年度任用職員制度導入に伴う労働報酬下限額の積算方法等について 議案第６号　令和２年度労働報酬下限額（案）について 議案第７号　令和２年度労働報酬下限額の答申（案）について ４　その他 ５　閉会		
資　　料	審議資料		
そ　の　他			

（審議経過）

１　開会

【契約課長挨拶】

２　会長及び副会長の選出

【渡部委員を会長に、小倉委員を副会長に選出】

３　議事

会議の公開について

○渡部会長

審議会は公開としているが、非公開情報とされているものに関する質疑があった場合には審議会を一旦中断し、議事を非公開としたいがどうか。

－全委員了承－

議案第１号　平成３０年度公契約条例適用契約に関する労務台帳について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

道路建設工事の労務台帳の写しにおける作業員１７名はある下請会社に所属している労働者か。

○契約課長

一次下請である。

○早川委員

この道路工事に関わっている下請は何者か。

○契約課長

一次が４者、二次が３者である。

○早川委員

合計で何者か。

○契約課長

７者である。労務台帳の写しとともに施工体制台帳の写しも用意することを考えたが、企業名を黒塗りにすると、いわゆる海苔弁当ではないが、台帳の写しが真っ黒となり見づらい。

次回以降の審議会で用意できるように、どのようにしたら見易い資料となるか、工夫したい。

○契約課長

介護保健業務委託については様々な職種が記載されたものを用意した。労働者は４６名である。

○小倉副会長

労務台帳の写しで労働者氏名、職種、労働報酬下限額が記入されているが、労働時間数が空欄なのはどうしてか。

○契約課長

従事予定者として登録したが、当該月は実績がなかったものである。複数の現場を業者が抱えている場合、工程に応じて技能労働者を配置する。配置されない労働者は他の現場に行くこととなり、当該現場での従事時間数はゼロになる。

当該現場に専任で従事している労働者の時間数は多くなるし、複数の現場で働く労働者はこの現場での労働時間数は少なくなることを理解していただきたい。

○契約課長

一人の労働者が複数の現場で働くことは多いのか。

○田中委員

あり得る。

○設楽委員
　それぞれの現場に専任で張り付けることは無理なので、掛け持ちはあり得る。

○契約課長
　最も忙しい時はいくつ抱えているのか。２つ以上の現場を掛け持ちすることはあるのか。

○設楽委員
　労働者の技量にもよるが、複数はあり得る。
　かつて主任技術者の配置基準が緩やかだった当時は、一人の主任技術者が２つの現場を抱えていたこともある。

議案第２号　令和元年度公契約条例適用契約について
【契約課長が議案について説明】

○早川委員
　公契約条例の適用工事契約における一件ごとの落札比率を教えていただきたい。

○契約課長
　一つの傾向として、解体工事は予定価格を事前公表しているが、業者間の競争が非常に激しいので、落札率はほぼ９０％である。正確な数値は後程報告する。

○早川委員
　解体工事以外はどうか。

○契約課長
　新田学園新校庭その他工事の落札率は、９９．０６％、伊興地域学習センター大規模改修工事は８８．６２％、伊興地域学習センター大規模改修電気設備工事は９６．５６％、伊興地域学習センター大規模改修機械設備工事は９９．１２％、特別養護老人ホーム六月外壁改修その他工事は９４．７２％、旧上沼田小学校解体工事は８１．８１％、足立区立千寿青葉中学校旧校舎その他解体工事は８２．５０％である。

○早川委員
　解体工事建設工事と比べて競争が厳しい状況なので、落札率が９割を下回っていると聞いている。
　足立区の労働報酬下限額は公共工事設計労務単価の９０％としているが、落札比率が９割を下回れば、労働者に行き渡る賃金にもある程度の影響が出てくると推測される。
　この点についてはどのようにチェックしているのか。

○契約課長
　議決案件には低入札調査基準価格を定めており、調査基準金額を下回ると事業者に事情聴取を行い、入札金額で履行可能かどうか確認している。
　ただ今質問があった労働者の賃金支払いについても確認する。
　事業者からは落札率が低い理由として、自社で重機を持っておりその分の経費が掛からないこと、想定している工期よりも効率的に作業できるのでその分経費が下がることとの説明があり、労働者の賃金にしわ寄せがこないことも確認している。
　工事成績についても低入札金額で落札した業者には７０点以上を求めているが、これまでどの業者も良い点数を残している。
　非常に丁寧に、しかも効率よく作業している結果が、こうした落札率に表れているものと理解している。

伊興地域学習センター大規模改修工事も落札率は９０％を下回ったが、事情聴取の結果、履行に問題がないことを確認している。

議案第３号　平成３１年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について
【契約課長が議案について説明】

〇伊藤委員
他自治体におけるポスター作成状況を調査したところ、世田谷区は工事契約と業務委託契約と分けて作成している。
足立区では工事契約のポスターは作成したが、業務委託契約もポスター作成を検討してもらいたい。

〇契約課長
ポスターについては、これまでの審議会においても様々な議論があったが、文字が多いポスターであれば世田谷区などを参考にして作成可能である。劇画調のポスターは時間をいただかないと作成が難しい。
取りあえず文字が多くなるかもしれないが、業務委託契約についてもポスター作成を検討していきたい。

〇伊藤委員
業務委託契約における業務内容に応じた職種ごとの労働報酬下限額として、多摩市や千代田区は多くの職種で設定している。
足立区は保育士だけである。同等とは言わない。多くは求めないがこれに近い形をお願いしたい。金額はさておいて、保育士以外の職種についても業務内容に応じた下限額を検討していただきたい。

〇契約課長
実現可能な職種としては、指定管理者協定における保育園での職種を考えている。
建物清掃については、足立区は施設が多く、大小合わせて多くの業者がいる。こうした業者の実態を把握しないと建物清掃への適用は難しいと思われる。
もし建物清掃へ適用するとしたら、本庁舎や一定規模以上の施設など、施設を限定してやるのであれば、可能かもしれない。
この場合、同じ建物清掃なのに、大規模施設だけでよいのか、小規模施設はどうなのかという議論も出ると思われる。
こうしたことから建物清掃への適用については、実態把握や適用施設の検討などで時間を要するというのが現時点での見解である。
また、給食業務についてであるが、足立区の学校給食は有名なことから業者に人気があり、競争も激しい。建物清掃同様に、実態調査等で時間が掛かる。
できるところから徐々に適用範囲を拡大していきたいと考えている。

〇伊藤委員
可能性が高いのは学校給食か。

〇契約課長
学校給食よりも指定管理者協定施設における保育園の管理栄養士や看護師等の方が高いと思われる。
来年度以降引き続き検討したい。

〇早川委員
業務委託契約のポスターについても、ポスターを掲げることにより、働く労働者に公契約条例が周知徹底されることから、ぜひとも推進していただきたい。
また、工事契約のポスターを作成してい

だだき感謝している。

しかしながら、労働組合の新規加入者の国籍状況を見ると、ベトナム人とか中国人が増えてきている。

こうした方々は日常会話ができても、日本語を理解する能力はまだまだ不足していると見受けられる。

ポスターも様々な言語に対応した、特にベトナム人が多いので、ベトナム語版のポスターの作成を検討していただきたい。

〇契約課長

具体的にはＱＲコードを入れたポスターを作成することになると思われるが、方法については報道広報課に相談してみる。

全庁のポスター作成契約を調査し、複数言語に対応したポスターがあるかどうか分析したい。もし該当するものがあれば、それを参考にして検討する。

〇早川委員

労働組合では既に作成しているので、今度参考に持参する。

〇契約課長

参考にしたい。

〇早川委員

熟練労働者以外の労働者の基準として、以前から労働者側としては熟練労働者の割合は7割から８割、熟練労働者以外の割合は2割から3割が妥当であると主張してきた。

本来、技術や技能がある労働者が普通作業員や軽作業員と位置づけされているのはどうなのかと問題提起してきた。

本日席上配布された、労務台帳の写しを見ると、労働者側が危惧していたことがやはり起こっているというのが感想である。

道路工事においては１７人の労働者のうち、きちんと技能労働者と位置付けられている土木一般世話役は一人である。残りの労働者は全て普通作業員である。

解体工事においても１４人の労働者の中で、労務台帳上は技能労働者が一人もいない。

解体工事は非常に危ない現場である。技能労働者が不在の中で、軽作業員や手元が作業をしている。労働者が受け取る賃金以上の非常に危険な状況に陥っている。

こうした問題については今一度、多摩市を参考にして労働者の区分割合などを検討してもらいたい。

このことの背景には二つの問題がある。

一つは技術や技能があるにも関わらず適正な賃金が支払われていないことである。技術や技能が不足している労働者が道路整備工事、建築工事に携わると、工事の品質面でどうかという問題も発生する。

公契約条例は良質な公共サービスを提供することが、公契約条例を創った出発点であると思う。こうした点を考慮し、検討してもらいたい。

〇契約課長

席上配布資料で、前回の審議会で質問があった、公契約条例適用工事における下請業者の労働者数一覧として、平成２９年度の労働者の割合、熟練労働者数と軽作業員数や未熟練労働者数を用意した。これを参考にして、事業者の立場から意見をいただきたい。

〇田中委員

道路工事がどういう工事で、解体工事がどういう工事なのか、現場によってそこに関わらなければいけない人の技量、人数と

か変わると思う。
この資料の数字だけを見て、割合を上げるべきか、下げるべきかではなく、実態を掘り下げてみないと議論する意味がない。ケースバイケースである。
本日の配布資料を見ても、比率だけで見ると熟練労働者が少ないが、多い工事もある。割合で括るのはなかなか難しい。
もし労働者側が危惧されているならば、実際にどういう工事で、どういう技術者が本当に必要か、ヒアリングできるのか、アンケートが取れるのか分からないが、このような作業が必要である。

○設楽委員
解体工事が危険であるという話だが、一定の規模以上の解体工事は重機がフル活動している。人が関わって何か作業しなければならないのは、小規模の解体工事だろうと思われる。
人手による作業というのは、周りの清掃や重機で拾えないものを拾う作業である。
機械に絡んだ作業をしていれば危険であるが、実際には昔の解体工事とはイメージが違う。昔は桜木を使って解体していた状況である。今は声も出さず、重機が握り潰して解体している。
重機が解体している場所に人が行くかというと、絶対に行かないと思う。
逆に言うと、そのような現場では未熟練の労働者を使い安いということもある。
一概には言いづらい。

○早川委員
確かに解体工事現場には非常に重機が多い。重機をメインとした仕事であれば、公共工事設計労務単価の５１職種では重機を運転する職種は特殊作業員か、運転手(特殊)に該当するのではないか。
中学校の解体工事現場の労務台帳では、そのような区分や位置付けもない。
また、労働者全員が普通作業員になっているが、有資格者が工事現場に入って仕事をしていると思われる。
このような労務台帳についてはきちん実態を調べ直した方が良い。

○契約課長
公共工事においては工事発注課に様々な書類を提出してもらうので、提出書類の中に工事現場の実態が分かる書類があれば、それを入手し、次回以降の審議会で回答できるよう検討する。

○田中委員
この下請業者は工種が解体足場養生工事なので、解体工事そのものに従事していない。

○早川委員
足場の組み立てに従事しているということか。

○田中委員
解体足場養生工事なので、工事現場周囲のシートを張っているかもしれない。重機を動かしているような工種には見えない。

○早川委員
たとえ足場の上の作業といえども、軽作業員として位置付けられている労働者が何人かいる。この軽作業員の仕事内容の定義を見ると全然合致していないと思われる。
例えば、軽作業員とは現場内の小運搬など軽易な作業を行う労働者である。
普通作業員の仕事内容としては人力によ

る土砂等の掘削、積込み、運搬等である。
足場の上の作業には相当な資格が必要と思われる。
この工事現場における労働者の実態はどうなのか疑問に感じる。

〇契約課長
工事主管課に提出された書類の中で工事現場の実態を読取ることが可能であれば、次回以降の審議会で報告する。
もし、該当する書類がなければ何かの機会に事業者へ聴き取りをして明らかにしていきたい。しかしながら、工事が終了した後ではその当時どのような状況だったのか追跡調査をするのは難しい。
今回の事例を参考にして、今後は工事現場の実態はどうなのか、調査する可能性はある。
実際のところ、ある時点における現場実態はどうだったのか、追跡調査は可能なのか。

〇田中委員
労務台帳は労働報酬下限額以上の賃金が支払われているかどうかを確認するためのものである。
実際支払われている単価がとび・土工の金額以上であれば問題はない。実際の賃金を確認する方が早いのではないか。

〇設楽委員
実際の工事現場において労働報酬下限額を下回る金額では労働者は集まらない。

〇田中委員
事業者側は実際に支払われた金額のデータを持っているはずなので、それを確認する方が早い。
まずそこを確認し、違っていたらその時点で考えたらどうか。

〇契約課長
少し研究させていただきたい。

〇早川委員
先ほど契約課長から工事が終了した後に労務台帳が提出されるので、作業していた当時どのような状況だったのか、追跡調査をすることは難しいとの話があった。
かねてより労働者側の主張してきたことは現場実態を知らないと審議会の中でも議論がなかなか進まない。空中戦になってしまう。
アンケート調査は現在３～４年に１回しか行っていないが、毎年１回、現場が動いている間に行って実態を把握する。その上で議論した方がより良い議論ができるということである。
ぜひ、アンケート調査を毎年実施していただきたい。

〇契約課長
実施方法や時期等は検討させていただきたい。
果たしてアンケートがいいのかどうか。
工事現場においてはみんな忙しいと思われるので、どうしたら最も効率的で、現場実態がきちんと把握できるのか考えたい。

〇田中委員
工事現場の現場代理人に意見を聴くことができると現場実態がよく分かる。
〇契約課長
現場が忙しい時間帯に審議会へ無償で出席していただくことは無理と思われる。

○田中委員
公契約条例適用案件については受注者の責務として審議会へ出席する可能性があることを記載したらどうか。

○設楽委員
有償ならば可能性はあるのではないか。

○田中委員
現場代理人に出席を求め、話を聴くことができれば、労働者の職種に関する問題は解決する。

○設楽委員
審議会の委員の中でも工事現場を見たか見ないかで相当落差があるので、議論は噛み合わないと思われる。

○契約課長
貴重な意見として受け留めたい。

○早川委員
現場代理人から話を聴くことも参考になると思うが、それ以上に大事な事は、現場で直接働く労働者の声が大切である。
業界新聞の中に、東京オリンピック・パラリンピック開催施設である、東京国立競技場の記事が掲載されていた。
国際建設林業労働組合連盟が長期に亘り調査に入ったところ、他の工事現場では考えられない状況が見受けられた。
例えば、1か月、28日間連続勤務の実績が明らかになった。安全具を本人が自費で購入している。吊り上げられたコンクリートの塊の直下で作業をしている。こうした事実が明らかになった。
国際建設林業労働組合は、発注者である東京都や元請会社に対し、指導に入った。
指導を通じて国際建設林業労働組合が言っているのは、こうした状況になっている理由として、発注者がアンケートや実態調査をしていることは間違いないが、それらは元請主導で行っており、現場の労働者の声が表に出てこないためである。
こうした課題を解決するには現場に出向き、労働者とヒアリングをしながら現場実態を把握していかない限り問題は解決できないと業界新聞の中で提言している。
現場代理人を審議会へ呼ぶことも一つの案であるが、それ以上に現場実態を把握するため労働者の声を聞くような形式が良いと思う。
どういう方法がいいか問題はあるが。

○設楽委員
国際建設林業労働組合はどのような組織で、どのような国際要素があるのか、どのような意見を持っているのか、聞きたい。

○早川委員
そこまでは調べていない。

○設楽委員
日本と外国では建設工事の労働実態は非常に違う、例えば日本とアメリカとは全く違うと言われている。
そのことを踏まえると日本が悪いということでなく、日本の建設業が発達してきたルール、風土の中では正しい。それほど変な訳ではない。
なぜ国際ルールが正しいかというと、日本は労働界が一本にまとまっていない。横断的に組合を創っている諸国の意見は、われわれ日本人の意見とは違うものと思われる。

○早川委員
　国際建設林業労働組合がどのような団体なのか調査して、次回以降の審議会で報告する。

○設楽委員
　ＩＯＣのような力があるのかどうか、教えて欲しい。

○田中委員
　適正な予定価格の設定と積算の詳細資料の公開として、全ての積算根拠の公開は困難であるとの理由を教えていただきたい。

○契約課長
　開示請求しても明らかにならないとは、一式で表示されている内訳のことか。
　このことを工事主管課に確認すると歩掛とか様々な要素があって、例えば見積をどの業者から取ったのか分かってしまうとの理由により、全部開示することは難しいとの回答である。
　このことについては工事主管課の担当者に出席を求め、議論する方がいいのかもしれない。

○設楽委員
　非公開というのは隠したいという前提があるとしか思えない。

○早川委員
　今回は４件の労務台帳の写しを確認したが、直近の適用現場について施工体制台帳を開示請求し、どのような会社が携わっているか調べてみた。
　中学校プール改修工事、区営アパート昇降機設置工事、地域学習センター大規模改修工事、小学校増築工事、中学校新築工事、保育園新築工事の６件を開示請求したところ、これらの現場では全体で２８３者が出入している。
　本日閲覧したのは２８３者の中で４者だけである。サンプルとして４者だけだと全体のイメージが掴めないので、労務台帳の写しについてはもう少し数を増やしていただきたい。
　全体の２８３者の中で、区内本店業者は４０者、区外業者は２４３者である。一次下請以下で区内業者の割合は１４．１％である。
　公契約条例の目的は区内建設業界の育成を図ることである。元請業者は全て区内業者、これで良いと思うが、一次下請業者についても区内業者を使うことで、公契約条例の精神が達成できる。
　足立区においては工事請負約款の第５条か第６条で、数年前に下請業者については区内業者を使うことに務めるとの努力義務規定が追加されたと思うが、このことが形骸化しているのではないかという印象を受ける。
　区の税金４０億円を使って小学校を建てるのに、区内業者に恩恵がないのはどうなっているのかという意見もある
　このことについてももう少し踏み込んだ制度設計を行うなり、改善願いたい。

○契約課長
　工事請負約款には区内業者を活用すること、あるいは工事を発注する発注表には区内業者を使用に努めることなど努力義務の規定はある。
　しかしながら、早川委員が言われたようにあくまで努力義務に留まっており、それ以上の拘束はない。確かにご指摘のとおりである。

それでは何をどこまでできるのか、この点については難しい面がある。

例えば、個人的な見解であるが、国交省が下請の次数を減らすというモデル工事を実施しているので、このように下請の次数を減らすことで、どのような変化が出てくるのか。

こうした検証も一つやってみると問題点が浮かび上がってくると思われるが、これはあくまでも机上の考えである。

現場の意見として、下請の次数を減らすことは可能なのかどうなのか、伺いたい。

足立区発注工事における下請の次数は概ね四次であるが、元請にとり顔と業者名が一致するのは一次、良くて二次まで、末端の下請まで管理することは難しいとの意見がこれまでの審議会でも出ていた。

こうした点も含めてモデル工事を実施することが可能なのか、どの程度の予定価格であればできるのか。

〇田中委員

下請の次数を減らすことよりも、早川委員の意見は区内業者の割合ではないのか。

〇契約課長

早川委員の意見はそのとおりであるが、顔と名前が一致する業者に発注していくことで、区内業者の活用割合も高まるのではないか。

〇田中委員

一つには、工事の品質に関する問題として、責任は元請業者にあるという視点で見ると、区内業者を使うか使わないかは工種による。

区内業者が工種に見合う力量やスキルがあって、我々が考えている金額で工期内に施工していただけることが大前提である。

もし、施工できなかった場合には、責任は誰が取るのか。区に対する責任者は我々であることを踏まえると、まず建設業界としては当然のことながら区内業者を使いたいとみんな思っている。

しかしながら、その工事に関して必要な力量を持った区内業者がどれだけいるか、我々が受注した時、見積を出す時に、例えばある受注者に対し、こういうことが出来るので、ぜひ見積を依頼して下さい、落札業者に対し、ぜひ仕事をやらせて下さい、これだけスキルがあります、というような営業をしているかどうか聞くと、そのような業者はほとんどいない。

これまでも契約課長に依頼しているが、区内の専門業者のリストなりを紹介していただければ、問合せが可能である。

ただし、我々が一つずつ業者を探していく中で、我々が業者の技量を判断することは現実的に無理である。

そのように考えると、もし工種に見合う力量を持つ会社があるならば、大いに営業したら良いと思うし、もちろん我々がその業者と話した結果、ぜひお願いしたいとなれば、お願いしない理由がない。

このようにならないのはなぜか。私が話してきた中でどこかに理由があるものと、建設業界では認識している。

〇設楽委員

私も同じ意見である。自分の仕事を確保するのに営業もしないで、相手方から何か来るのを待っているのはないと思う。

区内業者が多くいることはリストをいただいたので分かっている。こうした業者は本当に力量があって、やる気があって仕事をしたいのか、見えてこない。

リストから業者を探し電話する、こうしたことを一々やらなければいけないのか。

この仕事をやるのに、別にこの業者でなくても慣れている業者がいる。新たな業者を切り替えていくには、その業者には技量があることを証明してもらわないと、我々は踏み切れないし決断できない。

新たな業者が途中でやめてしまったら、アウトである。一気には進まない。

日頃から何らか懇談会があればいいが、なかなかそうした顔が見える場所がない。

区側でも全者のリストは揃っていないと聞いている。そうしたリストを揃えるのは元請各者、我々なのか。それはないだろういうことである。

○早川委員

田中委員や設楽委員の意見も非常によく分かる。労働者側としても、これまで付き合いのある業者からいきなり区内業者に替えることは絶対に不可能であることは認識している。

しかしながら、公契約条例の条文に区内業者の積極的な活用という努力義務規定がある。

少しづつでも構わないので、このような意識を持って下請選定にあたり、区内業者の育成と建設業の発展のため、元請業者として考えていただきたい。

○田中委員

区内業者の活用は繰り返し建設業界内でも話しているが、改めて各者に伝えたい。

○早川委員

重層下請の問題について土建組合で調査したところ、埼玉県、新潟県、福井県、京都府、鳥取県、長崎県では既に対策を始めている。

京都府では下請の次数として原則、建築は三次、建築以外は二次、これが出来ない場合には元請会社はその理由書を京都府に提出することになっている。

理由書も提出しない、次数制限も守らない場合には指名停止の罰則を課している。

全国では少なくとも６府県で着手している。

○田中委員

具体的にモデル事業を行うとしたらできると思う。

○契約課長

金額的に、幾らの工事であれば可能なのかということではなく、工事の内容ということでよろしいか。

○田中委員

どこから始めたらいいのか、議論は難かしくて、即答はできない。

○契約課長

下請の次数制限については引続き検討したい。

○伊藤委員

公契約条例の適用範囲について、業務委託契約は東京都内ではほとんどの自治体が予定価格１０００万円から２０００万円位である。

工事契約では東京都内の８区市の平均は９３００万円位、業務委託契約は７区市の平均は２１００万円位である。

今すぐにとは言わないが、できれば足立区公契約条例が制定されて数年が経過したのでそろそろ見直してもらいたい。

厳しい状況かもしれないが、委託契約は予定価格５０００万円位まで下がらないか要望する。保育士などの専門業務があるにも関わらず、そうした業務に条例を適用させなければ意味がないと思っている。ぜひとも考えを聞かせていただきたい。

〇契約課長

適用範囲の拡大について、工事契約に関しては労務台帳の事務経費という大きな課題がある。

むしろ業務委託契約や指定管理者協定の方が可能性は高いかもしれないが、引続き検討させていただきたい。

前回の審議会も話したが、適用範囲が広い自治体はかなり台帳を簡素化している。

Ａ４１枚、労働条件審査チェックシートみたいな書類だけしか提出を求めない。

しかしながら台帳等を簡素化した場合、どこまで支払いに関して裏づけがある資料なのかが問題となる。適用範囲についてはこうした点も踏まえ検討していきたい。

〇伊藤委員

業務委託契約でも同じような問題があるのか。

〇契約課長

そのとおりである。２年前にパソナが受注した案件で、社員から賃金をもらっていないとの申し出があった際には、該当期間の全件を調査するのは大変であった。

申し出があってから関係書類を元請に作成した欲しいと求めても、過去に遡って作成するので大騒ぎになってしまう。

常に労務台帳を作成していれば、それを基に賃金の支払い状況等を分析できるが、全く作成していない、ゼロの状態からでは作成するのは厳しいと考える。

この件に関しては小倉委員が詳しいと思われるので意見を伺いたい。全くないところから作成するのは大変ではないか。

〇小倉副会長

そのとおりである。なかなか項数的なことが関わってくると思う。そこのところの部分の調査が抜けてしまうと、紙１枚だけとなると、別の問題が発生し得えないかなと思う。

提出書類の簡素化とのバランスがどうしても必要である。だからといって水準を下げないというのではなく、水準を下げた時の項数的なところ、どうやって調査で稼いでいかれるのか、抱き合わせで考えていかないというところがあるような気がする。

全体的な金額で比較すると、他の自治体よりも突出して高いかなというところも正直ある。

今後の検証として、見直しされていく部分として、必要な点ではないかと思う。

〇田中委員

配布資料は、全国で公契約条例が制定された自治体の数と見れば良いか。

〇早川委員

賃金条項もある自治体数ではないか。

〇田中委員

２００９年以降、公契約条例が制定された自治体は２１自治体なのか。

〇契約課長

公契約条例を制定した自治体はもっと多いが、労働報酬下限額に関する賃金条項がある自治体数は、２０１８年６月の時点で

これだけである。

○田中委員
　賃金条項とは何か。

○契約課長
　公契約条例の分類として、労働報酬下限額を定めず、労働者に最低賃金以上の賃金を支払うことに留めている理念的な条例もある。

○田中委員
　納得できた。

○早川委員
　努力義務規定のようなものである。

○田中委員
　２０１４年から２０１５年までは制定自治体は加速度的に広まっているが、その後は失速しているようにも思われる。
　このような傾向を整理した資料はあるのか。要するに、公契約条例が広まってきていることが、数字の上でも分かるような資料はあるのか。

○契約課長
　関東地方において、千葉県では野田市の他に我孫子市が制定した。
　２３区では渋谷区の次に足立区が制定したが、その後は世田谷区、千代田区、目黒区、新宿区が制定し、来年度は杉並区が制定する予定である。
　２３区と他の自治体を比較すると、労働者の状況や建設業界の状況はかなり差がある。全国よりむしろ関東もしくは東京に絞って見た方が良いのではないかと考えた。

○田中委員
　公契約条例を廃止した自治体はないか。

○契約課長
　私が把握している限りではない。
　業務委託契約の適用範囲については引き続き検討したい。

○早川委員
　建築工事についてもお願いしたい。

○契約課長
　了解した。

議案第４号　指定管理者協定の適用対象施設の拡大について
議案第５号　会計年度任用職員制度導入に伴う労働報酬下限額の積算方法等について（案）
【契約課長が両議案について説明】

○伊藤委員
　業務委託契約等の積算根拠として、臨時職員単価とすることを継続する場合、これまでは毎年度徐々に上がっていたが、来年度はどうなのか。

○契約課長
　最低賃金が下がらない限り臨時職員単価は上がると思われる。

○早川委員
　会計年度任用職員制度の報酬の種類は、３種類あるが、報酬、費用弁償、期末手当の３つを合算したものが労働報酬下限額になるということか。

○契約課長

もし、報酬の全てを合算し時間数で割り返すと、現在の臨時職員単価よりも相当高くなる。

したがって、基本給の部分のみを時間数で割り返すことにすれば、現在の臨時職員単価とそれほど差がつかない。

厳密に言えば地域手当も含んでいるので基本給だけではないが、期末手当まで含めるよりはこの方法がいいものと考える。

○早川委員

どれくらい差があるのか。

○契約課長

この金額は人事課の説明会で示された金額で、あくまでも例示である。詳細は分からないので、次回の審議会までに具体的な金額を確認したい。

○小倉副会長

令和２年４月から一般企業において、大手企業から、あるいは派遣会社からスタートしていく、同一労働同一賃金の改正法が働き方改革関連法案の中に挙っている。

パートタイマーの方であったとしても、臨時社員の方であったとしても、今までは派遣労働者として働いていても、一般的に交通費が支給されなかった。

今後は派遣会社の方が交通費を支払って下さいという形で法改正が行われていく。

国の大きな流れとして、どこかに行って働く方については交通費を実費として出してあげましょうという形で動いている。

それから、パートタイマーだから賞与はないという考え方ではなく、同じような業務をしていて、同じような業務だけれども短時間であれば、短時間であることに応じて、貢献度に応じての賞与を支給する。

貢献度があって時間が短かったのであれば貢献度に対して、そして時間が短いことに対して、何らかの判定をし、賞与という形の流れで、来年４月以降に改正される。

こうした大きな背景が改正法の中にはある。おそらく一次的に改正が行われたのではなく、大きな流れの中で、同じような形で、行き得た改正であると感じている。

段階を踏むにしても、これはいつか臨時職員が居なくなって、また臨時職員が増えていくという流れではない。

臨時職員であるという形は、臨時的な欠員補充だけを残して、全体としては一般職員、非常勤職員に切り替えて行こうという大きな流れの中での改正であると感じた。

一次的に今だけ、例えば人が足りないからこのようにしたという流れではないと感じたので、補足させていただいた。

○契約課長

事務局としては、このような意見を聴くと臨時職員ではなく、会計年度任用職員の時間単価を参考にするのが正しいようにも考える。引き続き検討していきたい。

○小倉副会長

経過措置は必要であるが、臨時職員の単価の方が算定基準として便利ということではなく、どこかの段階で切り替えていくことになると思われる。

○契約課長

算定基準を切り替える場合、校外施設の下限額を設定する時に合わせてやる方がいいのかどうか。一括で行う方が何回も規則改正をしないで済むということもある。

当審議会として一括でも構わないとの意見をいただければ、その方が望ましいとし

ていただければ、その時点で改正する。
細かく改正していると、いつどのよういに改正をしたか、後々、逆に分かりづらくなることが懸念される。

議案第６号　令和２年度労働報酬下限額(案)について
議案第７号　令和２年度労働報酬下限額の答申(案)について
【契約課長が両議案について説明】

〇早川委員
工事請負契約について、熟練労働者と熟練労働者以外の労働者の単価表は分けること、労働者数に対する塾練労働者以外の労働者の割合の上限は定めないこと、この２点についてはかねてより労働者側から改善してもらいたいと強く要望しているところである。
熟練労働者と熟練労働者以外の労働者、「分ける」「分けない」ことについては、現在足立区では分けている。
他の自治体では野田市、川崎市、国分寺市、千代田区、新宿区、杉並区、草加市は熟練労働者と分けていない状況である。
今回提出する答申書案のその他として、労働者側の委員から「熟練労働者と未熟練労働者の単価表を分けることについて意見が出ている」という文言を加筆してもらいたい。

〇設楽委員
答申書案には「分ける」「分けない」、どのように書かれているのか。

〇早川委員
何も書かれていない。

〇田中委員
記載する文言の内容が逆でないか。

〇契約課長
「分けないようにすることを検討する」と記載することになるかと思われる。
答申書案の意見における要望事項とするか、課題の検討事項にするか、いずれにしても「公共工事設計労務単価については２つに区分しているが、区分をなくすことを検討されたい」このような文言を記載されたいということか。

〇早川委員
労働者側から意見が出たことを要望事項として加筆してもらいたい。

〇設楽委員
熟練労働者と熟練労働者以外の労働者は同じにするということか。

〇早川委員
意見が出たということを加筆願いたいという意見である。

〇渡部会長
意見が出たことを書くとの意見でよろしいか。

〇設楽委員
書くことにどれだけ意味があるのか分からない。
誰でも働いていれば、同一労働同一賃金との発想が原点なのか。

〇早川委員
公契約条例の適用現場における公共工事設計労務単価は５１種あるので、技能労働

者については該当する職種で差し支えないが、もし未熟練労働者に該当するのであれば、設計労務単価の中に軽作業員という区分があるので、軽作業員に該当させればいいことではないか。

敢えて熟練労働者以外の項目を作る必要はないのではないかいうのが労働者側の意見である。

同一労働同一賃金とは意味合いが違う。

〇契約課長

例えば、労働者の区分として２つに分けていることについて、分けていない自治体の状況を調査することとの文言にすれば、他の委員の同意も得られ、落ち着くのではないか。

〇設楽委員

熟練労働者と未熟練労働者の区分は元請が判断するとあるが、今後はその基準を示して欲しいということになるのか。

〇早川委員

ゆくゆくはそういう事になる。

〇設楽委員

賃金の格差を無くすということか。

〇早川委員

賃金の格差を無くすということでなく、労働者の職種を設計労務単価５１種に沿った形で、きちんと判断してもらいたいということが趣旨である。

〇設楽委員

偏った意見かもしれないが、公共工事設計労務単価の中で、電工と配管工との金額に大きな差がある。

電工がやっている仕事内容と配管工がやっている仕事内容がこんなに違うのかという位違う。

そこのところを見直してもらいたい。あるいは電工に近づけてもらいたい。

熟練労働者と熟練労働者以外の労働者との格差よりもこの格差をどうにかして欲しい。こうした格差が生じるのはなぜか、以前にも質問したが、明らかな根拠がなく、納得できる根拠ではない。

以前は配管工の賃金が上で、電工が下であった。いつの間にか逆転し、さらに差が広がっている。その理由は何か、聴くことができないと納得がいかない。

公共工事設計労務単価について細かく見ていくと、このような問題点がある。設計労務単価として、はっきりと書かれていることなので。

〇契約課長

建設キャリアアップシステムの現状について説明する。

業界紙によれば、今年９月の時点で登録件数が１０万人を突破し、事業者の登録数も２万件を超えた。

また、能力評価制度については従前から言われているように４段階で、能力評価基準の認定状況についても徐々に広がりを見せており、９職種が既に認定されている。

東京土建で足立区の受付状況の数字等を把握しているのであれば、差し支えない範囲で説明をお願いしたい。

〇早川委員

建設キャリアアップシステムについては登録件数が少しずつ伸びてきている。

直近のデータでは、１１月１日現在、事業者登録数２５，３４０社、技能者登録数

は１３４，０００人である。
特徴としては、東京都の労働者が一番多く登録している。続いて神奈川県である。
東京土建も認定登録受付期間ということで、日々受付業務を行っている。
東京土建全体では登録件数は未だ伸びていない。東京土建は組合員が１３万人の大きな組合であるが、事業者登録が済んでいるのは１４１社、技能者登録が３４４人である。まだまだ全社が登録するまでには至っていない。
国交省ではあと４年間で技能者３００万人を全部登録させようと働き掛けているが１３万人しか登録しておらず、まだまだ道のりは遠いのかなというのが現状である。
我々も１３万人の組合員に対し様々な機関紙等を通じ、建設キャリアアップシステムの推進を図っているが、なかなか進んでいない。
現在進んでいるのは大手ゼネコンの現場である。建設キャリアアップカードを持っていないと現場入場させないことも始まっているが、まだ一部のゼネコンに留まっている状況である。

○契約課長
建設キャリアアップシステムについては設楽委員が以前言われたように、海のものとも山のものとも分からないものに対し、お金を掛けられるかという意見もあるかもしれない。

○田中委員
建設キャリアアップシステムについて足立建設業界に説明に来た業者は、スマホでいきなり契約してください、これはクラウドシステムです、と鼻息が荒かったが、建設業界内ではあまり話題になっていない。

○設楽委員
登録件数が増えると報奨金が出るのではないか。

○早川委員
足立建設業界ではどれくらい加入が進んでいるのか。

○田中委員
未だアンケートを取っていないので分からないが、話題にのぼらない。各社が個別に登録しているのかもしれないが。

○設楽委員
区内で一番進んでいるのは電気業者かもしれない。設備業者では１社もいない。

○田中委員
建築業者は確認していない。
事業者の中で、登録して良かったとの話は出ているのか。

○設楽委員
一部の大手ゼネコンでは、国籍などデータを提出した職人や正社員のような労働者を抱え込んでいる実態がある。
抱え込んだからといって、ゼネコンの正社員にするかといえば、そのようなことはあり得ない。派遣会社のような別会社を作り、そこに所属させて工事現場に派遣している。
誰がどのようにその会社を運営していくのかいうことになると、おぼつかない気がする。
社員の枠組みが、例えば入社試験をやるのか、全てのことをやらなければいけないので、おいそれとはできない。
そこに所属できなければ、ゼネコンの仕

事はできないことになると、別な軋轢を生むような気がする。
　ある意味で、事務的な費用を掛けてもこうした事ができる大手ゼネコンはいいかもしれないが、町場の企業ではこうしたことはできない。
　社員になってくれるかどうか分からないおそらく社員になってくれと言ってもならないと思われる。田中委員はどう思うか。

〇田中委員
　区内にある某企業は同じようなことをやっていると聞いたことがいる。

〇設楽委員
　相当難しいと思う。大手企業だからできることではないか。職人を今のうちに抱え込んでいけというのが、大手ゼネコンの一つの考え方である。

〇契約課長
　建設キャリアアップシステムの話題になってしまったが、来年度の労働報酬下限額等、答申案の内容についてはどうか。

〇田中委員
　答申案とおりでいいと思う。

〇契約課長
　適用範囲については「他自治体の状況を調査すること」という文言を付け加えたいと思う。

〇渡部会長
　答申案のうち、労働報酬下限額については事務局案のとおりでいいか。
　答申案に関する意見要望等については、早川委員の意見を追加することでいいか。

〇早川委員
　そのようにお願いしたい。

その他
〇小倉副会長
　東京都の最低賃金が１０１３円と、急に１０００円を超えてきた。おそらく背景にあるのは働き方改革関連法案の中で全国平均を１０００円にしていくことがうたわれており、こうした状況の中での引き上げになっていく。
　おそらく１０００円を超えた時点でストップするのではなく、来年以降も上げ幅が急に落ちることではなく、同じような形で上がっていくのではないか。
　牽引できる都府県が牽引して、全国平均で１０００円にしていくようにならざるを得ない。
　沖縄県を急に１０００円にするわけにはいかないので、全体で、ランク付けされた賃金の上げ幅の中で上げていく。
　東京都の近隣県についても同じような上げ幅で上がっていくものと思われるので、公契約条例の労働報酬下限額に対し、今後も影響が続いていくのかなと感じた。

〇契約課長
　来年度の審議会の日程については７月と１１月を候補として日程を調整したい。

〇渡部会長
　本日の意見や要望については、事務局が要旨をまとめ、答申案に付けたい。
　委員のみなさまに答申案に確認いただいた後、区長に答申することとしたい。
　議事録についても同様ということでよろしいか。
　－全委員了承－